

官報

號外

明治三十二年二月十七日

金曜日

印刷局

第十三回貴族院議事速記録第二十六號

明治三十二年二月十六日(木曜日)午前十時二十六分開議

議事日程 第二十六號 明治三十二年二月十六日

午前十時開議

第一 男爵藤村紫朗君、下田幸三郎君請暇ノ件

第二 請願委員長報告

第三 臺灣銀行補助法案(政府提出案)

第四 臺灣銀行法中改正法律案(議院送付)

第五 戎器火藥類取締法案(政府提出案)

第六 營業稅法中改正法律案(議院送付)

第七 明治三十二年法律第十四號關稅定率法中改正法律案(議院送付)

第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第九 失火ノ責任ニ關スル法律案(衆議院提出)

第十 電話架設ノ請願

第十一 衆議院議員選舉法中改正ノ請願

第十二 營業稅法改正ノ請願

第十三 族籍及家祿ニ關スル請願

第十四 水害地租特別免除ノ請願

第十五 小作條例制定ノ請願

第十六 失火責任ニ對スル請願

第十七 區裁判所出張所設立ノ請願

第十八 水災救命ニ關スル請願

第十九 登錄稅法中改正ノ請願

第二十 種牛改良ノ請願

第二十一 足尾銅山鑛毒ニ關スル請願

第二十二 自家用醬油課稅ノ請願

第二十三 醬油造石稅廢止ノ請願

第二十四 北海道水產稅全廢ノ請願

第二十五 狩獵法改正ノ請願

第二十六 宮津港ヲ以テ商港ト爲スノ請願

第二十七 衆議院議員選舉法改正ノ請願

第一讀會ノ續(特別委員)

第一讀會ノ續(特別委員)

第一讀會ノ續(特別委員)

第一讀會ノ續(特別委員)

第一讀會ノ續(特別委員)

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十八 復族ノ請願
第二十九 印紙稅法案ニ關スル請願
第三十 工業銀行ニ關スル請願
第三十一 信用組合法制定ノ請願
第三十二 北海道水產稅全廢ノ請願
第三十三 復祿ノ請願

○議長(公爵近衛篤磨君)是ヨリ報告ヲ致シマス

(小原書記官朗讀)

一昨十四日本院ニ於テ可決シタル左ノ議案ハ即日內閣總理大臣ヲ經由シ裁可ヲ奉請シ及可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知シタリ

政府提出

葉煙草專賣資金會計法中改正法律案

國債ヲ外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル法律案

不動產登記法案

衆議院提出

愛媛縣下郡界變更法律案

要塞地帶法案

外國人ノ署名、捺印及無實力證明ニ關スル法律案

同日本院ニ於テ修正議決シタル政府提出北海道舊土人保護法案ハ即日衆議院ニ回付シタリ

同日三浦安君、中西光三郎君、井狩彌左衛門君、田村耕平君、廣瀬和育君、高橋喜惣治君、海江田平治君、色部義太夫君、菊池長四郎君、松永安彦君、中山文樹君、山本忠秀君、斯波與七郎君、鳥越貞敏君ヨリ三十四名ノ贊成ヲ以テ議員ノ選舉及被選舉資格ニ關スル法律案ヲ發議セラレタリ

同日公爵二條基弘君、子爵小笠原壽長君、子爵三島彌太郎君、田中芳男君、富田鐵之助君ヨリ五十六名ノ贊成ヲ以テ蠶絲調查會設立ノ建議案ヲ發議セラレタリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル政府提出國籍法案ノ回付ヲ受ケタリ

同日衆議院ヨリ政府提出明治三十一年勅令第七十號ハ承諾スヘカラサルモノト議決シタル旨ノ通牒ヲ受領シタリ

同日衆議院提出地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ關スル法律案ヲ受領シタリ

昨十五日村田保君ヨリ八十二名ノ贊成ヲ以テ水產調査及練習ニ要スル船舶新營ニ付建議案ヲ發議セラレタリ

同日男爵末松謙澄君ヨリ八名ノ贊成ヲ以テ討論終局ノ動議ニ關スル規程取調ノ爲特別委員ヲ設クルノ動議ヲ提出セラレタリ

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領シタリ

明治三十一年度歳入歳出總豫算追加案(第七號)

明治三十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特追第四號)

明治二十九年年度豫備金支出ノ件

明治二十九年年度特別會計豫備金支出ノ件

明治二十九年年度特別會計歳入及資金ヲ以テ豫算超過支出ノ件

明治二十九年年度豫備金支出ノ件

明治三十一年度特別會計歳入及資金ヲ以テ豫算超過及豫算外支出ノ件

明治三十一年度特別會計歳入及資金ヲ以テ豫算超過及豫算外支出ノ件

登録稅法中改正法律案

同日左ノ衆議院提出案ヲ受領シタリ

農會法案

遠洋漁業獎勵法中改正法律案

同日衆議院ヨリ本院ノ回付ニ係ル政府提出北海道舊土人保護法案ニ同意シ

奏上シタル旨ノ通牒ヲ受領シタリ

外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法案特別委員會ニ於テ委員長ニ男

爵赤松則良君副委員長長ニ三好退藏君當選セラレタリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ヨリ本日ノ日程ニ移リマス

○外山正一君 議長

○議長(公爵近衛篤磨君) 何デスカ

○外山正一君 速記録ニ附イテノ正誤ヲヤリタイ、速記録ニ關スル正誤ヲチ

ヨットヤリタイ、去ル十三日ノ會議ニ於テ本員ノ言ツタコトニ附イテ誤ガア

リマス、ソレニ附イテ簡單ニ正誤ヲシタイと思ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) チョット御待チ下サイマシ……外山君ニ申シマス

ガ貴族院規則ニ訂正ノコトニ附イテ規定シタモノガアリマス、ソレハ百二十

二條ノ演說シタル議員ハ速記録配付ノ當日午後六時マテニ訂正ヲ求ムルコトヲ

得但シ訂正ハ字句ニ止マリ演說ノ趣旨ヲ變更スルコトヲ得ス、速記録ノ訂正ニ

對シ異議ヲ申立ツル者アルトキハ議長ハ贊成者アルヲ待チ討論ヲ用井スシテ

議院ノ決ヲ取ルヘシトスウ云フコトガアリマスカラ今訂正ヲナサルト云フ

コトハ少シ穩デナカラウトと思ヒマス

○外山正一君 我輩ノ言ツタコトヲ訂正スルノデハナイ、速記ガ間違ッテ居

ル、我輩ノ言ツタコトヲ正シク速記シテナイト云フコトヲ申スノデアリマス、

我輩ノ言ツタコトヲ取消スノデハナイ

○議長(公爵近衛篤磨君) 「演說シタル議員ハ速記録配付ノ當日午後六時マ

テニ其訂正ヲ求ムルコトヲ得」ト云フノデアリマスカラドウモウ時機ハ過

ギテ居ルと思ヒマス

○外山正一君 其トキニハマダ速記録ハ受取ッテ居ラヌノデア

ル

○議長(公爵近衛篤磨君) 貴族院ノ議事ハ休デモ事務局ハ出テ居ルノデ、速

記課ナドハ職員ガ詰切ッテ居リマスカラ訂正ヲナサラウト思ヘバ出來タノデ

アリマス

○外山正一君 ソレデハモウ御許シ下サイマセヌカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 議長ハ許シタクモ規則ガ許シマセヌカラ致方ガア

リマセヌ、第一、男爵藤村紫朗君疾病ニ附イテ會期中、下田幸三郎君疾病ニ

附イテ二十一日間請暇ノ願ガアリマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

御異議ガナクバ……第二、請願委員長報告

(岡内重俊君演壇ニ登ル)

○岡内重俊君 請願書ニ對シ委員會ニ於テ議決致シタル決議ノ結果ヲ報

告致シマス、去月二十六日支書表第二回報告後昨十五日マデニ受領致シマ

シタル請願ノ數ハ百三十件アリマス、議決ノ進行上ニ附キ本日ハ第三回支書

表報告ノ分ト第四回ノ分ヲ合セテ議決ノ結果ヲ報告致シマス、第三回支書

表ニ掲ゲテゴザイマスル件數百二十八件ノ中、院議ニ付スベシト議決シタル

數ハ二十六件アリマス、是ハ本日ノ議事日程ニ上ッテ居ル分デアリマス、又

院議ニ付スル要セズト決シタル數ハ百二十二件、付スベカラズト決シタル數ハ六十四

件アリマスガ、チヨット此院議ニ付スベカラズト決シタル數ハ百二十二件、

ザイマスカラチヨット辯明ヲ加ヘテ置キマスガ第三回ノ分ニ附イテ百二件、

院議ニ付スル要セズト決シタル數ハ百二十二件、付スベカラズト決シタル數ハ六十四

件アリマスガ、チヨット此院議ニ付スベカラズト決シタル數ハ百二十二件、

ザイマスカラチヨット辯明ヲ加ヘテ置キマスガ第三回ノ分ニ附イテ百二件、

院議ニ付スル要セズト決シタル數ハ百二十二件、付スベカラズト決シタル數ハ六十四

件アリマスガ、チヨット此院議ニ付スベカラズト決シタル數ハ百二十二件、

ザイマスカラチヨット辯明ヲ加ヘテ置キマスガ第三回ノ分ニ附イテ百二件、

院議ニ付スル要セズト決シタル數ハ百二十二件、付スベカラズト決シタル數ハ六十四

件アリマスガ、チヨット此院議ニ付スベカラズト決シタル數ハ百二十二件、

ザイマスカラチヨット辯明ヲ加ヘテ置キマスガ第三回ノ分ニ附イテ百二件、

院議ニ付スル要セズト決シタル數ハ百二十二件、付スベカラズト決シタル數ハ六十四

件アリマスガ、チヨット此院議ニ付スベカラズト決シタル數ハ百二十二件、

ザイマスカラチヨット辯明ヲ加ヘテ置キマスガ第三回ノ分ニ附イテ百二件、

院議ニ付スル要セズト決シタル數ハ百二十二件、付スベカラズト決シタル數ハ六十四

件アリマスガ、チヨット此院議ニ付スベカラズト決シタル數ハ百二十二件、

ザイマスカラチヨット辯明ヲ加ヘテ置キマスガ第三回ノ分ニ附イテ百二件、

院議ニ付スル要セズト決シタル數ハ百二十二件、付スベカラズト決シタル數ハ六十四

件アリマスガ、チヨット此院議ニ付スベカラズト決シタル數ハ百二十二件、

ザイマスカラチヨット辯明ヲ加ヘテ置キマスガ第三回ノ分ニ附イテ百二件、

(子爵由利公正君演壇ニ登ル)

○子爵由利公正君 臺灣銀行補助法案委員會ノ報告ヲ致シマスガ臺灣銀行補助法案ト申スノトツレカラ臺灣銀行法中改正法律案ト申スノト此二案相伴テ此臺灣銀行ノ組織ガ成ルト云フ譯デアリマスガ此補助法案委員會ニ付セラレマスト直ニ委員會ヲ開キマスガ追々質問ガゴザイマシテ尋ネテ見マス丁度臺灣銀行法中改正法律案ト申スノガ衆議院ニ出テ居リマシテ其法案ト相待テ連續致ス譯デアリマスルカラ同クバ是ガ本院ニ同リマシテ共ニ委員會ヲ決シタイト云フコトニナリマシテサウシテ暫ク委員會ヲ中止シテ譯デアリマシタ、サウシマシテ此銀行法中改正法律案ト云フノガ同リマシテカラ同一ニ委員會ヲ開キマシテ即チ一昨日委員會ヲ終リマシタ譯デアリマス、此補助法案ヲ始メ銀行法中改正法律案ニ附キマシテハ種々ノ質問モアリマシタガツレガ總テ相伴ツテ居リマスカラ次ノ銀行法中改正法律案ト云フノト補助法律案ト云フノト同一ニ茲ニ御報告致サウト思ヒマス、此補助案ニ附キマシテモ數多ノ質問ガゴザイマシタガ其要領ト云フノハ畢竟此臺灣當時ノ事情ハ如何ナモノデアアルカ、又臺灣ノ金融ト云フモノハ如何ナモノデアアルカ、今後ノ方針ハ如何ヤウノコトデアアルト云フノ點ニ過ギマセヌデアリマスルカラ此要領ヲ以テ御報告ヲシマス考デゴザイマス、畢竟此臺灣當時ノ模様、當時金融ノ模様ト云ヒマスモノハ全ク此臺灣ニハ一定ノ金ガ通用シテ居ルデモアリマセズ且ツ又金融ノ機關ト申スノハ何モアリマセヌ故ニ到底銀行ヲ起シテ彼地ノ金融機關ヲ擔ヘルニアラザレバ彼ノ地方ヲ開キ得ルト云フコトノ目的ガ立タヌト云フコトデアリマス、デ當時臺灣ニ銀行ガ一ツ、支店ガ出テ居ルサウデアリマスガツレハ中立ト申シテ大阪カラ一ツ出テ居ルサウナガ是ハ至ツテ微々タルモノニシテ僅ナ金ヲ融通スルニ過ギマセヌサウデトモ是ガ目的ニナルモノデナイ、ツレカラ此所ニ政府ハ百萬圓臺灣銀行ノ株式ヲ引受タヘシト第一條ニ云ヒマス、臺灣ハ右様ニ見込モナイ土地ガラデアリマス、故ニ五百萬圓ノ銀行株式ヲ募ラウト申シマシタトコロガ中ニ見込ガナイ、甚ダ困難デアアル、ツレ故ニ此銀行ノ株式ヲ百萬圓引受クルト云フヲ以テ彼ノ銀行ノ其基ヲ助ケルト云フコトデヤサウデゴザイマス、サウシマシテ此次ノ改正法律案ニアリマス丁度一圓銀貨一枚以上ノ銀行券ヲ發行スルコトヲ臺灣銀行ハ得マスノデ、サウシテ銀行ハ金ヲ募リマスノデ、融通ヲ整ヘルト云フ考デアアル、ツレカラ此臺灣ニアリマス畢竟金ト云フモノハ數多ノ諸國ノ金貨ガ這入ツテ居リマス、雜リ交ツタ物デ紛テ目方ヲ以テ通用シテ居ルト云フ次第ノモノデアリマス、是ハ追々此銀行券ヲ發行シテ其銀貨ガ寄リマスレバ一定ノ物ニ鑄替ヘテ渡スノ考ヘデアアル、サウシマシテ臺灣ニ自カラ一定ノ即チ圓銀ガ出來ヤウト云フコトニナル譯デ全體ハ銀貨ヲ通用スルノ趣意ニナルノデアリマス、ツレデ其銀貨デ臺灣ハ通用スルト云フコトニナル次第ハ如何ナモノカト云フ質問モアリマシテ之ニ答ヘラレルト云フハ此臺灣島ト云フ所ハ是マデ銀バカリデ通用ヲ致シテ居リマスルタメニ何時デモ銀ガ高イ、銀ガ高クテ金ハ甚ダ廉イ、倫敦ノ相場ヨリハ何時モ四分或ハ四分餘ノ差ガアツテドウシテモ臺灣ニ金ガ少シデモアレバ忽チ買フテ持ツテ仕舞フ、ツレデ臺灣ノ土地ヘ金ヲ持ツテ這入ルト云フコトハ大キナ損ニナルト云フ計算カラ已ムコトヲ得ズ、アツコデ金ハ使ヘナイト云フコトジヤサウデアリマス、是ガ今日ノ事情デドウシテモ俄ニ動カスベカラザル譯デアアル、ツレ故ニ已ム

コトヲ得ズ事實ニ從ツテ銀ヲ通用シヤウト云フ譯デアアル、斯ウ云フコトデアアル、ツレカラ右ノ次第デアリマシテ採決ノ段ニ至リマシテハ即チ到底本國ガ金貨ノ定位デアアルモノデアアルカラ臺灣ニバカリ銀貨ニシテ置クト云フコトハ不道理デアルト云フ御論モアリマシタガ是ハ贊成者ガナクテ成立チマセヌデアリマシタ、ツレカラ今一ツ論旨ハ同ジヤウデアリマスルケレドモドウモイツノ今ノ中ニ金貨デ之ヲ一ツニシテ仕舞ツタラ宜カラウ、他日金貨ニ變ヘルト云フ時機ハ何時來ルモノカドウモ計リ難イ、併ナガラ先々ヘ寄ツテ見タトコロガ詰リ一定ノ金貨ノ通用ニナラネバナルマイト云フノ考ヲ以テ此法案ニハ反對ヲサレルト云フ御論モアリマシタガ是モ贊成者ガアリマセヌデ成立タヌデアリマシタ、其餘ノ委員ハ經濟ノコトハ總テ此事實ニ從ハナケレバ行ヒ得ラレヌモノデアアル段々質問ノ運ビニ依リマスルトドウセ金貨ニシヤウト云フコトハ今日爲シ得ベカラザルコトデアアルカラ原案ノ通可決スベシト云フコトニ決シマシタ次第デアリマス、右申上ゲマスル通一字ノ修正モゴザイマセズ原案通ニナリマシタ譯デアリマス、ツレデ私ガ此事情ヲ申上ゲマシタノハ開キマシタ上カラ申シマスノデ甚ダ行届カスト思ヒマス萬一事情ノ御穿鑿デアリマシタラ政府委員カラ說明サレマスヤウニ致シタウゴザイマス、右委員會ノ次第ハ申上ゲマスル通デアリマスカラ何卒本案通決セラレマスルコトヲ希望致シマス

○侯爵黑田長成君 今朝十時郵便條例改正案ノ委員會ヲ開ク答ニ致シマシタガ最早定足數ニモ差支ナイカト考ヘマス、退席致シマシテ宜シウゴザイマスカ
○議長(公曾近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス
○男爵中川興長君 本案ハ簡單ナ案デゴザイマスカラ讀會省略ノ動議ヲ提出致シマス

- 子爵小笠原壽長君 贊成
- 松永安彦君 贊成
- 鳥越貞敏君 贊成
- 子爵由利公正君 贊成
- 子爵黑田和志君 贊成
- 子爵伏原宣足君 贊成
- 渡邊洪基君 贊成
- 子爵長岡謙美君 贊成
- 議長(公曾近衛篤磨君) 讀會省略ノ動議ガ成立致シマシタ、是ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
- 議長(公曾近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス、讀會ハ省略致シマス、本案御異議ナクバ原案ニ決シマス
- 議長(公曾近衛篤磨君) 臺灣銀行法中改正法律案政府提出衆議院送付、第一讀會ノ續
- 子爵小笠原壽長君 此案ノ讀會ヲ省略スルコトノ動議ヲ提出シマス

○子爵堤功長君 贊成

○子爵由利公正君贊成

○小原重哉君 贊成

○男爵中川興長君 贊成

○籠手田安定君 贊成

○松永安彥君 贊成

○子爵伏原宣足君 贊成

○男爵南岩倉具威君 贊成

〔其他〕贊成」ト呼フ者多シ

○議長（公爵近衛篤磨）

君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者多數

○議長（公爵近衛篤磨君）三分ノ

タ、御異議ナクハ本案可決ト認メマス
〔異議ナシト云フ者アリ〕

の義長（八幡工面義隆吉）戎器を義貞叔帝去案、女守是出、衆義完天守、宮

○議長(公爵近衛篤磨君) 戎器火藥ヲ取締法案 政府

一讀會ノ續、特別委員長報

〔公爵〕一條基弘君演壇

○子爵由利公正君 委員會

○議長（公爵近衛篤磨君）

○公爵二條基弘君 御報

員會ヲ開キマシテ十

ニナツテ宜シイト考ヘマシタ

トガ衆議院カラ銃砲ト

モ別段異議ナク同意ヲサレマシタ又此刀劔及槍戟ニ附イテハ別段勅令トカ法

本案御異議ナクハ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤磨君) 由利子爵ニ申シマスルガ委員會ヲ御開キニ

差支ナイダケノ人員ガアリマスカラ御退席ニナツテ宜シウゴザイマス

○子爵由利公正君 ヲレシヤア
○義長(八公府正南意賢吉) 啓業

ハ斯ウナラヌト誠ニ不都合ナ譯デアリマスカラドウカ是ハ速ニ可決上奏アラ
ンコトヲ希望致シマス、又此正金銀行ノ如キハ唯今凡ソ九千圓ノ徵稅ニナ
テ居リマスルガ、此中三千圓グラ井ノモノハ此案ニナレバ減額ニナルノデア
リマス、併ナガラ此營業稅ノ如キハ此現行法ノ第二十一條銀行業トカ或ハ
鐵道會社ノ事業運送業運河業ノ如キハ此營業ヲ開始スル後三年間ハ稅ヲ免除
シテアルノデアリマス、ソレ故ニ此後ハ段々ト營業稅ハ増スノハ是ハ疑ヲ容
レヌ點ト考ヘルノデアリマス、又外國人モ是カラハ日本ニ於テ營業ヲ爲ス者
ニハ我政府ヨリ我内國人ト一樣ニ稅ヲ課ケル譯デアリマスカラシテ此營業稅
ノ取方ノ減ズルコトハ決シテナイサウデアリマスルノデアリマス、是ハ商工
業ノ發達ニ就イテハ此内國貿易ガ盛ナルコトニナルト益ニハ取レル方ニナ
ルノデアリマスルカヲ聊カ其真ハナイノデアリマス、是ハ單簡ノ案デアリマ
スルデ讀會ヲ省略シテ速ニ可決上奏アランコトヲ希望致シマス

○鳥越貞敏君 讀會省略ニ贊成

○中島永元君 贊成

○伯爾大原重朝君 贊成

○小原重哉君 贊成

○男爵南岩倉具威君 贊成

○宮島誠一郎君 贊成

○籠手田安定君 贊成

○男爵平野長祥君 贊成

○議長(公爵近衛篤磨君) (贊成ト呼フ者多シ)

議長(公爵近衛篤磨君) 讀會省略ノ動議ハ成立致シマシタ、是ニ贊成ノ諸

君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス、讀會ハ省略ニナリマシ

タ

○伯爾萬里小路通房君 決算ノ主査會ヲ開キタウゴザイマスガ、退席致シテ

宜シウゴザイマスガ

○議長(公爵近衛篤磨君) チヨット人員ヲ調ベタ上デ……本案御異議ナクバ

原案ニ決シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) (異議ナシト呼フ者アリ)

議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律

案、衆議院提出、第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案

案、衆議院提出、第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案

案、衆議院提出、第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案

案、衆議院提出、第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案

案、衆議院提出、第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案

案、衆議院提出、第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案

案、衆議院提出、第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案

五一〇ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
五一〇ノ一 鹹魚

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(公爵近衛篤磨君) 萬里小路伯爾君ニ申シマスガ御退席ニナッテ宜シウ

ゴザイマス

○田中芳男君 此案ニ附キマシテ聊カ希望ヲ述べタウゴザイマスガ宜シウゴ

ザイマスガ

○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス

○田中芳男君 此案ハ先般請願モ通過致シタ位デ別段此異議ガアルモノトハ

思ヒマセヌ、又衆議院ヲ通過シテ參リマシタ以上ハ政府モ御同意ニナリマス

コト、思ヒマス、然ルニ此案ト稍、連帶シタルヤウナ北海道水產稅全廢ノ請願

ガ漸ク今日ノ議事日程ニ上リマシタ位デ又其法律案ガ唯今衆議院デ委員ニ

付託中デアアルト思ヒマス、然ルトキニハ最早衆議院モ此北海道水產稅全廢ノ

法律案ヲ當院ニ回シマスルト思ヒマス、廻リマシタ以上ハソレト是ト併セ

マシテ同一委員ニ付託致サル、ヤウニ致シタイト思ヒマス、ソレ故ニ假令今

日此案ガ委員付託ニナリマシタ所ガ願クハ北海道水產稅全廢ノ案ガ週ッテ參

リマスルマデハ議事進行中ニ致シテ置クヤウニ致シタウゴザイマス、不日送

付ニナルダラウト思ヒマスカラ此委員ガ進行シテ御イデ下サレバソレデ宜シ

イト思ヒマスカラ委員付託ハ別段ニ急ガヌ譯デアハゴザイマセヌ、付託ニナリ

マシテ宜シウゴザイマスケレドモ唯ソレマデ延バシテ御報告ニナルヤウニ致

シタイト思ヒマス、滿場ノ諸君ニ於テモ若シ御同感デアリマスナラバドウゾ

本員ノ希望ニ御賛成下サルヤウニ致シタウゴザイマス

○村田保君 田中君ニチヨット御尋ネ致シタイデスガ北海道ノ水產稅全廢ノ

案ハ今日アチヲノ議事ニ上リマシタヤウデゴザイマス、併ナガラ是ハ或ハ否

決スルカモ分ラヌ、又或ハ此會ガイツマデカ延ビルカモ分ラヌ、或ハ否決ニ

ナリマスルカ、或ハ之ガ延ビマシタトキハコチラデ如何致ス御積デゴザイマ

ス、若シ否決ニナリマシタラドウ云フコトニナリマス、又アチラデ延バシテ

置ケバコチラデハイツマデモ握リ潰シテ置クヤウニナラウト思ヒマス

○田中芳男君 恐クハ左様ナ遲延致スヤウナコトハナイト信ジテ居リマス、

又萬一北海道水產稅全廢案ガ否決サレマシタトキニハ其曉ニハ全廢ニ關係セ

ズシテ進行ナスツテ宜カラウト思ヒマス暫クノ間御握リ下サレバ宜シウゴザ

イマス、左様ニ本員ハ希望致シマス

○關義臣君 田中君ニ贊成

○議長(公爵近衛篤磨君) 他ニ御發議ガナクバ委員ノ選定ニ移リマス

○子爵伏原宣足君 委員ノ選定ハ議長ニ御委託ヲ……

○伯爾大原重朝君 贊成

○議長(公爵近衛篤磨君) 議長委託ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛篤磨君) (異議ナシト呼フ者多シ)

議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ其通取計ヒマス、失火ノ責任ニ關スル法律

案、衆議院提出、第一讀會ノ續、特別委員長報告

案、衆議院提出、第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案

案、衆議院提出、第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案

案、衆議院提出、第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案

案、衆議院提出、第一讀會

○議長(公爵近衛篤磨君) 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案

(松岡康毅君演壇ニ登ル)

○松岡康毅君 失火ノ責任ニ關スル法律案ニ附キマシテ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、此法律案ハ御覽ノ通僅カ一行バカリノモノデゴザイマスルケレドモ委員諸君ノ熱心加減ナモノハ非常ナモンデゴザイマシテ去ル十四日デゴザイマシタ殆ド殘リナク特別委員ノ諸君モ皆出頭ヲ致サレマス、又政府委員トシテハ穂積、梅ノ兩博士モ出ラレマシテ是モ亦誠ニ綿密ナ説明ヲ致サレマシタコトデゴザイマス、結局ノ所ハ委員會ノ多數ハ原案ヲ可決致シマシタノデゴザイマス、其可決ニナリマシタマデノ雙方ノ論述ノ理由ト申スモノ、大略ヲ申述ベマスル又委シイコトハ政府委員モ見ヘテ居ラレマスルカラ十分御質問下サレマシテモ宜シウゴザイマスガ大略ノ所ヲ申述ベマス、最初ニ於キマシテ先ヅ委員會ハ政府ハ此案ニ對シテ如何ナル見解ヲ持ッテ居ラレカト申スコトヲ尋ネマシテ政府委員ノ一應説明ヲ求メマシタ所ガ政府委員ガ説明ヲ致シマスルニ抑、法典調査會ニ於テ民法ノ第七百九條ヲ定メタ、此七百九條ニ於テハ總テ故意デアラウガ又ハ過失デアラウトモ他人ニ損害ヲ被ラシメタモノハソレニ附イテ賠償ノ責任ガアルト云フ原則ヲ定メタ此原則ヲ定メタニ從ッテ刑法附則中ノ失火ニ關シテ責任ニ任ゼズト云フ除外例ガアル所ノモノヲ廢止シマシタ、此廢止ヲシマスルニハ十分審査ヲシ理論ノ上カラモ實際ノ上カラモ致究ヲ盡シタコトデアリマスル、然ルニ世間ノ傳フル所或ハ請願書ナゾヲ見ルト間、右刑法附則ノ廢止ト云フモノハ政府ガ法典ヲ調査スル上ニ於テツイ粗漏ニシテ不氣付カラ計ラズモ廢止シマシタデアアルカノ如ク言ハレル者モアルガ決シテ其ヤウニ粗漏ナコトヤ不氣付デアッタト云フ次第デハナク實ニ兩端ヨリ致究ヲ盡シテ廢止ヲシタ譯デアアル、其理由ハ第一ニ苟モ不法行為カラ生ズル損害ト云フモノニ附イテハ責任ノアルモノダ、賠償ノ責任ニ任ゼナケレバナラヌモノデアルト云フ原則ヲ認メタ以上ハ其損害ト云フモノハ人ノ身體ニ關シテデアラウトモ又名譽ニ對シテデアラウトモ財産ニ附イテデアラウトモ又損害ヲ被ラシメタ所ノ行為ハ如何ナル方法デアッタラウトモ何レモ同一デナクテハナラヌ、然ルニ他ノ行為カラ損害ヲ被ラシメタノハ責任ガアル、火事ヲ出シテ人ノ財産ナリ何ナリニ損害ヲ加ヘテモ、ソレハ責ガナイト云フコトハドウシテモ理窟ニ合ハナイコトニナル、ソレデ方法ヤ事實ハ如何ヤデアラウトモ苟モ過失ト云フモノカラ人ニ損害ヲ被ラシメタラ總テノ場合ト同一ニ賠償ノ責任ヲ有タセルコトハ當然デアアル、又多ク世間デ氣遣フ所ノ主旨ヲ察スルニ火災ヲ被ラシメル損害ト云フモノハ如何ニモ巨大ニナルコトガアル、又次ニハ之ヲ證據立テルト云フコトモ餘程ムツカシイモノデアラウ、サウシテ見ルト殊更ニ舊來ノモノヲ破ルニモ及ブマイト云フ說モアルケレドモ是ハ取ルニ足ラナイ、損害ガ如何ホド巨大ニナラウトモ又證明スルコトガ如何ニムツカシカラウトモ其タメニ例外法ヲ設ケルト云フコトハ理由ニナラナイ、例ヘテ申セバ鑛山ノ營業ヲスルガタメニ非常ニ鑛毒ガアッタ或ハ堤防道路ヲ破壞シタガタメニ大ニ損害ヲ惹キ起シタトカ又追々工業ノ盛大ニナルニ從ッテハ巨大ナ損害ヲ衆人ニ與ヘルト云フ場合モ生ジナイモノ

デモナイ、何レモサウ云フ場合ニ生ズル損害ト云フモノハ非常ニ巨大ニナルト云フコトハ先ヅアルモノト思ハナケレバナラヌ、ソレ等ノモノモ悉ク例外ヲ用ヘルト云フコトハ到底出來ナイコトデアアル、シテ見ルト理論上カラ申シテモ唯失火ノ一ト廉ノミニ對シテ除外例ヲ置クコトハ如何ニモ適當ナコトデアアル、又理論バカリデナク實際上カラ觀察ヲシテモ世間ノ說デハ失火ノ責任ニ任ゼシムルトキハ火ヲ失シタモノハ非常ニ迷惑ヲ被ルガ如ク言ハレマスケレドモ是モサウ氣遣フ程ノモノデモナイ、失火ノアル度毎ニ悉ク戸主ガ其責任ヲ負ハナケレバナラヌト云フコトハナイノデ或ハ世間ノ人ノ心配ヲスルノハ過慮デハアルマイカ、先ヅ世間ニ有リ觸レタ所ノ失火ト云フモノハ根源ハ何レデアアルカト云フト東京ナドノ有様ハ多クハ其家ノ書生デアルトカ下女デアルトカ申ス者ノ疎忽或ハ無念カラ生ズルモノデアリマシテ必シモサウ云フ場合ノ失火ニナレバ其家ノ主人自ラガ責任ヲ負ハヌケレバナラヌト云フコトニハ限リマセヌ、最モ一概ニ下女男等ノ過失疎忽カラ起ッタコトハ主人ノ責任ニナラヌト云フノデハナイ、民法ノ中ニモ二百十五條ニ其邊ノ場合ヲ規定シテアリマシテ其召仕フ所ノ主人ニモ依リ事業ノ種類ニモ依リマシテ例ヘバ蒸氣罐ヲ扱フタメニハ蒸氣ノコトヲ相當ニ心得タ者ヲ使ハナケレバナラヌト云フヤウナトキニ其主人タル者ガマルキリ火力ヲ取扱フコトノ術モ知ラヌ者ヲ用ヒタ、ソレ故ニ火災ヲ惹キ起シタト云フ場合ニハ選任ヲ誤ッタト云フ廉カラ其損害賠償ハ主人ニ至ルコトガアリマス、又モウ一ツハ監督ヲ怠ッタ、是非トモ規則ガアッテツレドノ監督ヲセヌケレバナラヌコトヤ又規則ハナクトモ事業ノ上ニ附イテ十分ノ注意ヲ與ヘテ監督ヲセヌケレバナラヌ、普通ノ事柄ヲ怠ッタ場合ニ於キマシテハ矢張主人ニ責ガ歸スルコトニナリマス、ケレドモ選任モ普通ニ出來テ居リ監督モ先ヅ手ヌカリモナク總テノコトガ十分ニ出來テ居ル場合ニハ、ソレヲモ必ズ主人ノ責任ニ歸スルト云フ譯ニ行キマセヌ、ソコデ尙ホ進ンデ申シマスルト實際問題ト致シマシテモ失火ノタメノ賠償ノ責任ニ任ズルト云フコトハ至ッテ稀ナモノデアラウトモ思ハレマス、決シテ世人ガ憂慮スル程夥ク多イモノデハナカラウ、ソレニ免ニ角世人ノ憂慮セラレマスルノハ巨萬ノ富豪者、屈指ノ金持デモ不幸ニシテ失火ヲ出スト一朝忽チ身代ヲ振テ仕舞ッテ難儀ヲスルヤウナ悲境ニ陥ルコトガアルデアラウト云フコトデアリマスガ、抑、其失火ヲシテ大ニ人ニ損害ヲ掛ケタト云フコトハ果シテ其富豪者當人ノ過失カラ起ッタコトデアラナラバ如何ニ其人ガ悲境ニ陥ラウトモ自業自得デ、元來當然ノモノト言ハナケレバナラナイ、併シ實際ノコトハ前ニ申シタヤウナコトデアアルカラ、サウ恐ルベキ程ノコトハ多分ナカラウ、又失火ト云フモノハ火ヲ出シタ主人ニ於テモ誠ニ不幸ナ仕合デアアル、其不幸ニ遭ッタ人ニ其上ニ損害賠償ヲサセルコトハ如何ニモ災害ヲ重ネル次第デ苛酷ナ仕方デハナカラウカト云フ說モアルノデゴザイマスガ、若シ既ニ失火ガ不幸デアアルカラ其上ニ尙ホ民事ノ賠償ヲ加ヘルノハ苛酷デアアルカラト云ヘバ、金額ノ多少ハ違フニシテモ現ニ刑法ノ上デ失火ヲシタ人ニ罰金ヲ科シテ居ルデハナイカ、左ホド不幸ニシテ慫ムベキ者ナラ刑法

デ罰スルノミ不正當デハアルマイカ、又必ズ失火ヲシテ人ニ損害ヲカケタ時分ニ其失火シタ人モ九燒ニナツテシマフニ限ラナイ、中ニハ自分ハ誠ニ僅ナ災害若クハ殆ド損害ナク、サウシテ置イテ思ヒノ外、他ノ人ニハ大ナル害ヲ被ラシメルト云フ場合モナイトハ言ハレヌノデアリマス、例ヘテ申シテ見ルト煙突ノ掃除ヲ規則通ニモセズ不注意ニシテ置イテサウシテツレカラ火ノ飛シダノガ鄰ノ家ヲ燒イテシマツテ自分ノ家ハ一向燒ケナカッタ云フ場合モナイトハ言ハレマセヌ、火ヲ出シタ人ハ先ヅ自分ガ難儀ヲ先ニ受ケルト云フモノデアルト云フコトヲ極メテ譯ニハ行キマセヌ、ソレカラ又政府委員ハ一方ヨリ説ヲ進メテ申サレマスノニハ此失火ト云フモノニ附テ爲シタ當人ガ自分ニ害ヲ受ケルト云フノハ一應不幸ノ次第トハ申スモノ、畢竟ハ唯今申シマスヤウニ自業自得ノコトデアアル併シ唯一人ヲ見レバ不幸ト云フヤウナモノデアリマスケレドモ其當人ハ過失ガアル、過失ノタメニ自分ノ損害ヲ受ケタト云フナラバ誰ニ訴フル廉モアリマセヌケレドモ其過失アル人ノタメニ燒カレタ他人、多クノ他人ハ悲境ニ陥ルト云フコトニ至ツテハ同一デ何ニモナイヤウニ九燒ニナル場合モアル、サウスルト片一方ハ過ナクシテ人ノタメニ燒カレタト云フヤウナモノデアリマスカラドウモ過ナル者ガナイモノニ對シテ損害ノ責ニ任ズルト云フコトハ是ハドウモ當然ノコトデ、ソレヲサセナイト云フノハ如何ニモ不公平デアラウ、併シ此除外例ヲ除イテ民法ノ規定ガアリマセウトモ法律ノ規定ガアレバ必ズ其通實行セヌケレバナラヌト云フ譯デアリマセヌ、縱令民法ノ規定ガアラウトモ損害ノ賠償ヲ求メナイト思ヘバ其人ノ任意デアリマスカラ法律ハ強ヒテ之ヲ行ハシメヤウト云フ譯デアリマセヌ、ソレニ反シテ此除外例ヲ良シ設ケテ置クト致シマシテモ借家ヲ持ッテ居ル人ハ借家人ニ向ツテ契約デ若シ火ヲ出シタ時分ニハ償ヒヨスルト云フヤウナ契約ヲ結ビマシタ時分ニハ無論有效ニナル、サウスルト法律ノ方デ除外例ヲ設ケテ置イテモ契約カラスルナラバソイツハ有效トセヌケレバナラヌト斯ウナリマスルカラサウスルト契約カヲ成立チマセウトモ又此法律上カラ不法行爲ニ附テ規定ヲシテ置キマシタ所ガ孰モ義務ノ原因トナルノハ同一デアリマス、然ル所此法律ノ方デハ今ノヤウナ不法行爲ニ對シテ殊更ニ除外例ヲ設ケテサウシテ契約ノ方ニハ一向除外例モ何モナイト云フ所カラ契約スレバ有效ニナル、貧乏デ借家ヨスルヤウナ者ハ契約カラ責任ガ生ジテ來テサウシテ金持ノ人ハ過失カラ人ニ損害ヲ被ラシメテモソレハ法律上カラ責任ヲ免レシメルヤウニセラル、ト云フノハ如何ニモ不公平ノ次第デハナイカ、結果ニ於テ最モ不都合デアラウト、又賠償ノ高ノ多イト云フコトヲ氣遣ハレルケレドモ是ハ行爲ノ上カラ生ズルノハ已ムヲ得ヌ例ヘバ一ノ會社ガ有ル、其會社ニ使用シテ居ル所ノ人ニ對シテ過失ガ有ツタリ不行届ノ時分ニハ賠償ヲ取ルト云フ始マリカラ約定ヲ結ンデアル、然ルニ其使用人ガ約ニ違ウテ過失ガアル、其時分ニハ大イナル賠償ヲ現ニ取ラレタ者ノアルノヲ知ツテ居ル、平素ノ給料ハ聊カナモノデアリマスケレドモ約束ノ上カラ起ツテ巨大ナル賠

償金ヲ取ラル、場合ニ至ツタ者モアルヤウナ次第デソレデ免モ角モ失火ニ附イテハ免角此富豪者ガ一朝ニシテ賠償金ノ大イナルモノヲ取ラレテ難儀ヨスルデアラウト云フコトニ目ヲ附ケラレマスルケレドモ併シ他方ヲ顧ミルト例ヘバ銃獵ニ行カレル人ガアル銃ヲ携ヘテ鳥獸ノ獵ヲセラル、トキニ過ツテ人ヲ銃殺シタト斯ウ云フ場合ニ今日ノ法律又新法律以前カラニ致シマシテモ此損害賠償ト云フモノガ其時分ニ起ツタ如何デアリマセウカ人ノ命ヲ取ラレタト云フ時分ニハ人ノ生命ノ賠償金額ト云フノハ日本ニ於テハマダ裁判例モ多クアリマセヌケレドモ追々是モ自ラ起ルデアリマセウ、スルト決シテ些細ナ金高デハナク隨分一發ノ銃カラ非常ナ損害賠償ヲ出サヌケレバナラヌト云フ場合モ生ズルデアラウト、サウ云フコトモ此失火ノコトトハ合セ考ヘテ置カズバナルマイ、殊ニ此維新ノ後ニ至ツテ刑法ノ中カラ段々民事ノ賠償ト云フコトモセヌケレバナラヌト云フ主義ガ發達シテ參リマシタノハ先法律ノ進歩シタ自然ノ順序ト謂ハヌケレバナリマセヌガツレヨリハ尙ホ今日ニナツテ見ルト此原則ヲ定メテ參ルヤウニナツテ色々ノ場合ニ損害賠償ト云フモノ、起ツテ來ルノハ是ハ已ムヲ得ナイ、自然ドウモ法律上ノ當然ノ結果ト云フモノデアアル、ソコデ尙ホ此原案ノ但書ニ重大ノ過失ノアルトキノ場合ヲ書イデアリマスルガ此重大ノ過失ト申スノハ法律ノ上デハ殆ト故意デシタト云フノモ同一位ノ値アルモノヲ申シマスルノデ如何ニ除外例ヲ置カヌケレバナラヌト云フモシテモ非常ニ重大ナル過失ノアルモノヲモ其儘ニスルト云フコトハ如何ニモ不都合デアアル因テ愈々議院ノ多數ヲ以テ此除外例ヲ可決セラル、ト致シマシテモ其中ニ就イテ重大ノ過失アルモノハ又取除ケトシテ置クトハ必要デアラウト、例ヘテ申シテ見マスレバ至ツテ發火シ易イ性質ノ物品ヲ取扱フ者ガ警察規則ニモ一向拘ハラズ如何ニモ杜漏ニ打ツチャツテ置イテサウシテ容易ク近鄰ニ火災ヲ與ヘタ、サウシテ大イナル損害ヲスルト云フヤウナモノハ誠ニ此發火ノ物品モ追々ニ増シテ參リマスル際ニ社會ノ危險ナルコトモ慮ルニ堪ヘタモノデアリマスカラ此但書ト云フモノハ最モ要用デアルト、先是位ガ政府委員ノ此案ニ對スル所ノ論說ノ大要デアリマス、詳シイコトハ一向一度聞イタマデノコトデゴザイマシテ説盡ス譯ニモ參リマセヌ、ソレカラ尙ホ政府委員デハナク特別委員ノ中ニモ大ニ原案ニ反對ヨスル説ヲ述ベラレマシタ諸君ガアリマシタ、併シ結局ハ少數ニナリマスノデゴザイマスガ序ニ政府委員ト同趣旨ノコトデアリマスカラ少數者ノ方ノ反對ノ大要ダケヲ併セテ先キヘ述ベタイト存ジマス、從來我國ノ家屋ノ構造方ヨリモ又失火ノ多イ方ヨリモ遂ニ此失火ニ關シテ除外例ヲ設クト云フ思想ノ起ツタト云フコトモ一概ニソレヲ無理トハ申シマセヌ、併シ今日世間ニ傳フル説ノ如キハ頗ル誤謬ノモノデアラウト思ハレル、其誤謬ト云フノハ外デハナイ失火ト云フノハ何デモ故意デヤツタモノ、外ハ何デモ失火トシテ責任ニ任ゼンナラヌカノヤウニ思フモノハ誤デアアル又其被害モ大キナモノデアアルカラ失火ガアルト忽チ失火ノ元方ハ家産ヲ蕩盡シテシマハンナラヌト云フヤウニ思フ是ハド

易ニナイコトデアルト云ハレタガサウ云フヤウニムツカシイコトデ賠償ノ責

ガ減多ニナイモノダト云フ位ナラバ矢張り今申ス通ニ良イ慣習デアルカラ

慣習通置イデモ實際大ナル差ハナカラウデヤナイカ、サウスレバ寧ろ矢張原

案ノ通ニシテ宜カラウ、又一説ニハ成ル程追々家屋モ改良シ道路モ廣クナリ

消防モ行届クヤウニナルカモ知ラヌガ未ダナカ、容易ニ今サウ云フ場合

ニ至ッテ居ナイ二十六年トカノ時分ノ統計表ニ據ッテ見ルト全國ノ火事ト云フ

モノガ一万五千五百幾ラノ度數ガアツタ之ヲ戸數ニ割ッテ見ルト四万七百何十軒

ト云フ焼失シタモノガアル、斯ウ云フ次第デハナカ、之ニ反シテ近年ハ東北ノ

青森秋田等ニハ失火ノ度ニ全市全村焼ケルト云フヤウナコトガ續々アルデハ

ナイカ、斯ウ云フコトデナカ、未ダ先刻反對論者ノ云ハレタヤウナ安心

スル場合デナイカラ理論トシテハ如何ニモ宜カラウ、宜カラウナレドモ實際

ガ未ダツコニ至ッテ居ラナイ故ニ實際安心ガ出來得ルヤウニ家屋ノ構造モ變

リ、色々種々ノ景況ガ進ンデ來タナラバ其時分ニ至ッテ除外例ヲ廢シテモ未

ダ遅カラズデアラウ、先ヅ説ハ斯様ナ筋デ多ク委員ハ今ノヤウナ様ノ理由

ハアリマシタケレドモ到底先ヅ此原案ヲ存シ置クヲ可トスルト云フコトデゴ

ザイマス、其中又此但書ヲ削ラウト云フ説モ出マシタケレドモ景ハ少數デ成

立チマセヌデゴザイマシタ、又衆議院ノ委員會ニ於テ失火ト云フ字ノ上ニ當

分ノ中ト云フ字ヲ加ヘタコトデアツタガ法律ノ體面ヲ少モ宜クシヤウト云フ

ノデ當分ノ中ト云フ字ヲ入レタ方ガ宜カラウト云フコトモ此委員ノ中ヨリ云

ハレマシタケレドモ是モ成立チマセズシテ結局衆議院ヨリ回リマシタ案ノ通

ニ一字一句モ變ヘズ可トスルト云フ説ガ多數デ極リマシタノデアリマス、先

ヅツレマデデ止メマスデゴザイマス

○富井政章君 私ハ反對演説ノ通告ヲ致シテ置キマシタケレドモ唯今委員長

ヨリ委員會ノ實況ヲ餘程詳シク御報告ニナリマシタガ故ニ私ハ通告ヲ取消シ

タイト思ヒマス、ツレトモ賛成演説ノ通告ガ續々アルト云フコトデゴザイマ

スレバ、一言辯シタイト思ヒマスルガ、サウ云フコトデナケレバ唯今ノ報告

デ、委員會デ述ベマシタコトモ御分リニナツタト思ヒマスルニ依ッテ反對演

説ノ通告ハ取消スコトニ致シマス

○議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ本案ハ第二讀會ニ移スヤ否ヤノ決ヲ採リマ

ス、本案ヲ第二讀會ニ移スベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ第二讀會ニ移リマス、御發言ガナクバ採決

致シマス、原案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公衛近衛篤磨君) 過半数ト認メマス、二讀會ハ是ニテ了リマシタ

○子爵岡部長職君 直ニ第三讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○小原重哉君 賛成

○議長(公衛近衛篤磨君) 然ラハ第三讀會ニ移リマス、本案御異議ナクバ可

決ト認メマス

○議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ是ニテ可決致シマシタ

○田中芳男君 此次ノ請願會議ノ内ニ就テチヨット一言述べタウゴザイマス、

此請願ハ二十四モゴザイマスルカラシテ之ヲ一括シテ可否ヲ決スルト云フコ

トニナリマス、此内ニ幾分力意見モ述べタイモノガゴザイマスカラドウゾ刻

ンデ問題ニ供セラレンコトヲ希望致シマス

○子爵谷干城君 今田中君カラ御説モゴザイマシタガ、足尾銅山ノ請願ナゾ

ト云フモノハ此内デモ殊ニ著シイモノト考ヘマス、ツレドモウゾ本員ハ是ニ

就イテ説明且ツ希望ヲ述べタウ思ヒマスルカラ御氣ノ毒デゴザイマスケレド

モドウゾ是ハ別途ニ願ヒタク思ヒマス、一括シテ御ヤリニナレバ是カラ御ヤ

リニナルヤウニ外ヲ見マシテモ格別ノモノモナイト思ヒマスカラ左様ニ願ヒ

タイ

○岡内重俊君 前會ノ例ニ依ッテ大體ヲ一括シテ議事ニ付セラレンコトヲ望

ミマスガ、其請願事件ニ附イテ議論ノ生ジタ分ハドウカ其件ダケニ附イテ決

ヲ採ルヤウニ致サレテ議論ノナイ分ダケハ一括シテ議ニ付セラレンコトヲ希

望致シマス

○議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ第十ヨリ第二十マデヲ一括シテ問題ニ供ス

ルト云フ事ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ第二讀會ヲ開クト云フニ御異議ハゴザイマセ

○議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ第二讀會ヲ開クト云フニ御異議ハゴザイマセ

○議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ第二讀會ヲ開クト云フニ御異議ハゴザイマセ

○議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ第二讀會ヲ開クト云フニ御異議ハゴザイマセ

○議長(公衛近衛篤磨君) 然ラバ第二讀會ヲ開クト云フニ御異議ハゴザイマセ

アル、既ニ失火ノ責任ノ如キハ本日此議場ヲ衆議院ノ提出案ヲ可決シタ、ソレカラ營業税法改正ノコトモ既ニ改正法案ハ茲ニ本日可決ヲシタ、ソレカラ衆議院議員選舉法中改正ト云フモノハ法律案トシテ衆議院ニ提出ニナツテ居ル此衆議院ノ議員ノ選舉ノ改正ノ法律案ノ如キハ當院ニ回ツタ以上ハ當院ニ於テ十分是等ハ調査ガアツテ決スルコトニナリマスガ、斯ノ如キ既ニ出テ居ツテ本院ニ回レバ此請願シタモノヲ參考トシテ諸君ガ議セラル、コトニナラウト思ヒマスカラサウ云フヤウナ、既ニ失火ノ責任ニ對スル請願トカ其他ノ總テ議場ヲ通過シタモノモ請願書ハ免ニ角政府ニ送ルト云フヤウナ御考デアリマスカ、或ハ既ニサウ云フ濟シタモノハ取除ケルト云フ御考デアリマスカ、ソレニ就イテ委員長ノ御考ヲ伺ヒタイ

○岡内重俊君 唯今堀田子爵ヨリノ質問ガゴザイマシタガ、是ハ度々其コトハゴザイマシテ、固ヨリ委員會デモ疑問ノアルコトデゴザイマスガ、委員會ノ方針ハ免ニ角國家ノ法律トナツテ公布ノナイ以前貴衆兩院ニ一ノ法案ヲ提出シテ其議決中ニアルモノ例ヘバ議決ニナラントスルモノ此失火云々ト云フモノハチヨット別ニナリマスガ、是ハ唯今議決ニナリマシタカラ……議決ニナラヌ分デ見マス、一ノ法案デアル、法律トナラヌ、以上ハドウ云フ運ビトナルカ分ラヌニ就イテ先ヅ是ニ對スル請願ニシテ別ニ規定ニ反セヌモノハ矢張參考ノタメニ採ツテ其筋ニ送付スルガ宜カラウ、又衆議院議員選舉法律案ガ澤山出テ居リマス、既ニ此十一ヤ二十四ノ如キハ他ニ同ジモノガアリマスルガ、大體布告以前ハ出スヤウニト云フ方針デアリ議決ニ付シタ譯デアリマスガ、尙ホ此議場ノ御意見デ併シ問題トナツテ貴衆兩院ヘ出テ居ル分ハ議決ヲ要セズト云フ御意見ガ多數ナラバ委員會ハ如何様トモ服從致シマスガ委員會ノ方針ハ免ニ角議院ノ問題トナツテマダ兩院ヲ通過セヌト云フノハ唯參考ニ差出スト云フ方針デアリ議決シテ院議ニ付シタ次第デゴザイマス、然ルニ此失火ノ如キモノハ唯今ノ議決ニナリマシタ次第デゴザイマスカラ是ハ特別ノ分デアツテ公布前デアルケレドモ殆ド貴衆兩院ヲ通過シタ、殆ド確定ニ近イ最早是ニ對シテ請願ヲ其筋ヘ出スノ必要ハアルマイト云フコトガ御多數ナラバ本員ハ其御説ニ從ヒマスガ此衆議院議員選舉法改正案或ハ營業法ト云フヤウナ未ダ兩院ヲ通過セヌ分ダケハ參考旁、其筋ヘ送付スルト云フ是マデ慣例モ皆サウナツテ議場ヲ通過シテ居ルヤウデゴザイマスカラ委員會ノ方針ヲ御答致シマス

○子爵堀田正養君 モウ一言岡内君ニ伺ヒタウゴザイマスガ、第十二ニアル營業税法改正ノ請願ト云フノハ即チ今日決議ニナツタ營業税法中改正法律案ト云フモノガアリマス、ソレデハ即チ請願ニナツタ所ノ理由書ガドウ云フ理由デ請願ニ出テ居ルノデアリマスガ詳シク本員ハ承知シマセヌガソレガ果シテ同ジコトデアルト云フヤウナ次第デアラナラバ矢張失火ノ責任ニ對スル請願ト同ジコトデ矢張本日ノ日程ノ中カラ御除ニナル分デハナカラウト思ヒマス

○岡内重俊君 是モ堀田子爵ノ御意見通失火ノ請願ト同様ニナリマスカ……

チヨット本員ハ營業税法ノ議決ノトキハ闕席ヲシテ居リマシテ其コトハチヨット存ジマセヌ故ニ是ハ別ニ見マシタガ矢張失火同様な話ト思ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 堀田子爵ニ申シマスガ是ハ失火ノ責任ニ關スルモノト全ク違フノデアリマス、又營業税法改正ト云フ此請願ト今日ノ法律案トハ全ク趣旨ノ違フモノ、マルデ別ナモノデアリマス

○子爵堀田正養君 ソレヲ委員長ニ承ツタラ同ジコトデアルト云フコトデアルカラ御除ニナツテ然レベシト云フコトヲ申シタノデゴザイマス

○男爵渡邊清君 本員モ一ツ委員長ニ承リタウゴザイマスカラ衆議院ノコト杯ハ堀田子爵カラ御尋ニナリマシテ分リマシタガ之ニ族籍及家祿ニ關スル請願、ソレニハ第一ヨリ第七マデ連ネテアルヤウデ此請願ノ趣意ハ彼ノ三十年五十號ノ法律ニモ委シク照合シテ院議ニ付セラレタモノデアラウト思ヒマス、然ルニ此五十號ノ法律ニ能ク照シテ見ルト一ヨリ七マデドウモ當ツテ居ルモノガナイカト本員等ハ思ハレル大變抵觸シハセヌカト思ハル、ソレデ本員ノ質問ハ能ク五十號ノ法律ニ照シテ調査ヲ致サレタモノデアルヤ否ヤ承リタイ、其譯ト云フモノハ第十回ノ議會ニ衆議院ヨリ家祿賞典祿處分法案ト云フ名號デアツタト思ヒマスガ可決ヲ致シテ本院ニ回ツテ參ツタ、其衆議院ノ方デハ五六箇條アツタノヲ貴族院デハ三四箇條ニ縮メテ修正ヲ致シテソレデ衆議院ニ遣シテ衆議院モ之ニ同意ニナツテ政府ニ出シテ政府ハ此意ヲ採用致シテ五十號法律ト云フモノガ出テ現行ニナツテ居ル、其五十號ノ趣意ニ依ツテ見ルト明治三年九月十日ノ彼ノ藩政施行ノ布告後家祿賞典祿ヲ持ツテ居ル人達ニ對シテ正當ノ理由ナクシテ渡シ不足ニナツテ居ル、其渡シ不足ニナツテ居ル儘明治九年ノ金祿公債證ヲ渡サレタ是ハ甚ダ不都合デアルカラサウ云フ者ニ對シテハ不足分ヲ出サナケレバナラヌト云フノガ大體ニナツテ居ルヤウニ本員ハ考ヘル、然ル所ガ此一ヨリ七マデ等ハソレニ相當シテ居ルモノガナイヤウニ思ヒマス、其上ニモ此第五ト云フモノニ附イテハ一ツ正シイコトデアルカ承ツテ見タイト思フノハ第五ノ家祿ヲ奉還スル者、家祿奉還者ト云フモノハイツ頃起ツタカト云フニ是ハ明治六年デアツタト思ヒマス、六年ニ家祿ヲ奉還スル者ニハ、三年ノ祿ヲ一時ニ金ニ積ツテ公債證ヲ渡ス又之ニ加フルニ官有ノ山林ヲ其相場ニ積ツテ渡ス、斯ウ云フコトニナツテ居ルト思ヒマス、然ル所ガ此家祿奉還ヲ受ケタル者ハ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 渡邊男爵ニチヨット御注意シマスガ、其請願中ノ何ニ附イテノ御議論デアリマスカ

○男爵渡邊清君 ソレヲ聽ヒテ見ナケレバ分リマセヌ

○議長(公爵近衛篤磨君) 御質問デスカ

○男爵渡邊清君 是ハ其受ケタル、奉還セシ者ナルガ……

○議長(公爵近衛篤磨君) ドウ云フノデスカチヨット……

○男爵渡邊清君 第五デゴザイマス、第五ハ「曩ニ家祿ヲ奉還セシ者ナルカ後金祿公債證書ヲ受ケタル者ニ比スレハ其資金ニ於テ大ナル差アルヲ以テ」ト

云フコトガ書イテアリマス

○子爵堀田正義君 日程ノ幾ツデスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 理由書ノ十四頁ノ所デス

○男爵渡邊清君 其理由書ノ中ニ書イテアル、所ガ是ハ公債證ハ不足ニナッテ山林ヲ渡シテ居ル、山林ヲ半ハ渡シテ居ル今日ハ其山林ヲ最前ノ價格ニ比シテ見ルト三層五層位ニモナッテ居ルト思フ、其山林ヲ返納セネバ不足ト云フコトハ言ハレヌ管デアアル、斯ウ云フモノマデ一緒ニ束ネテ願意ノ大體ヲ採用スベキモノナリト斯ウ此處デ議決ヲシタトキニハ即チ十回ニ兩院ヲ通過シタ趣意ニモ甚ダ背クデアラウト思フ、ソレニ附イテ承リタイノハ此等ノコトヲ能ク調査ニナッタコトデアアルヤ否ヤト云フヲ聴キタイノデ……

○岡内重俊君 質問者ノ渡邊男爵ヨリ唯今陳述致サレマシタ通願ル此箇條ハムヅケシイノデ混雜ヲシテ居リマス、既ニ委員ニ於テハ渡邊男爵ノヤウナ議論モアリ又畢竟是ハ哀願デアッテ請願ト云フ譯デアアルカラマア免モ角モ參考ノメニ政府ニ出シテ見ヤウ或ハ又此秩祿杯ノコトニ附イテハ彼ノ五十號ノ法律カラ自然極ツタルコトデアッテ此請願ノ爲ニ其必要ノ點ヲ發見セラ、コトガナイトモ云ヘヌ、マア免モ角モ規定ニ反セヌ限ハ此二十四年二月ノ決議ノ參考トシテ送付スルト云フ意味ヲ含ンデ院議ニ付シテ送ルト云フコトニシタガ宜カラウト云フ議論モゴザイマシテ竟ニ雙方ノ意見ヲ闢ハシタル結果其決議ハ多數ヲ以テ、出サウ、決議ノ趣旨ニ基イテ出サウ、二十四年二月ノ決議ニ依ッテ參考トシテ出サウト云フコトニ極リマシタ、然ルニ其意見書デゴザイマスガ、ソレニ附イテ唯今渡邊男爵ノ御論モ成ル程請願ノ大體ハ採擇スベキト云フコトデアリマスガ是ハ例文デ固ヨリ議院法ノ上ニ採擇スベキヤ否ヤヲ決スルノデ參考ノメナゾト云フコトハ茲ニアリマセヌガ唯儀式上採擇不採擇又ハ意見書ノ大體ハ採擇スベキト云フ是ハ例文デゴザイマシテ悉ク附イテ居ルカ此意見書ノ文ハ總テ拘泥ヲスルニハ及バヌト思ヒマス、固ヨリ第十二議會マデ其例文デアラウト居リマスカラソレハ強テ其文面ニ拘泥セラレナクテモ宜カラウト思ヒマスガ結局委員會ノ多數ハ參考ノ意味ヲ含ンデ出サウ、規定ニ反セヌ限ハ出サウト云フコトデ此本議ニ付シタ次第デアリマス、尙ホ此上ハ本議ノ趣ク所デ如何様トモ、若シ渡邊男爵ノ御議論ガ多數デアレバ更ニ再調モ致シマセウガ併シ幾ラ調ベテモ此復祿ト云フコトハ殆ドムヅカシイ矢張同様デアラウト思ヒマス、チヨット御答ヘ旁々希望ヲ述ベテ置キマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 定足數ガ缺ケマシテゴザイマスカラ今日ノ議事ハ是ニ止メマス、先刻ノ御委託ニナリマシタ委員ノ氏名ヲ御報道致シマス

(太田書記官朗讀)

明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案特別委員
公爵二條 基弘君 子爵谷 干 城君 子爵山内 豐 誠君

貴族院議事速記録第二十六號 明治三十二年二月十六日 請願會議

子爵久留島 通簡君 男爵小澤 武雄君 田中 芳男君
村田 保君 湯地 定基君 阿部 賢吉君
○議長(公爵近衛篤磨君) 明日ノ日程ヲ御報道致シマス
(太田書記官朗讀)

二月十七日午前十時開議

- 第一 津田出君請願ノ件
明治三十一年度歳入歳出總豫算追加案(第七號)並明治三十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特追第四號)審査期限ヲ定ムルノ件
明治二十九年年度豫備金支出ノ件外七件承諾ヲ求ムルノ件(政府提出案)
議院送付
- 第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
國籍法案(政府提出案)
議院送付
- 第五 農工銀行法中改正法律案(政府提出案)
議院送付
- 第六 行政裁判法中改正法律案(衆議院提出)
第一讀會ノ續(特別委員)(長報告)
- 第七 訴願法中改正法律案(衆議院提出)
第一讀會ノ續(特別委員)(長報告)
- 第八 議員ノ選舉及被選舉資格ニ關スル法律案(三浦安君提出)
第一讀會
- 第九 蠶絲調查會設立ノ建議案(公爵二條基弘君外四名發議)
會 議
- 第十 水産調査及練習ニ要スル船舶新營ニ付建議案(村田保君發議)
會 議
- 第十一 討論終局ノ動議ニ關スル規程取調ノ爲特別委員ヲ設クルノ動議(男爵末松謙澄君發議)
會 議
- 第十二 電話架設ノ請願
會 議
- 第十三 衆議院議員選舉法中改正ノ請願
會 議(前會ノ續)
- 第十四 營業稅法改正ノ請願
會 議(前會ノ續)
- 第十五 族籍及家祿ニ關スル請願
會 議(前會ノ續)
- 第十六 水害地租特別免除ノ請願
會 議(前會ノ續)
- 第十七 小作條例制定ノ請願
會 議(前會ノ續)
- 第十八 失火責任ニ對スル請願
會 議(前會ノ續)
- 第十九 區裁判所出張所設立ノ請願
會 議(前會ノ續)
- 第二十 水災救命ニ關スル請願
會 議(前會ノ續)
- 第二十一 登錄稅法中改正ノ請願
會 議(前會ノ續)
- 第二十二 種牛改良ノ請願
會 議(前會ノ續)
- 第二十三 足尾銅山鑛毒ニ關スル請願
會 議
- 第二十四

- 第二十五 自家用醬油課税ノ請願
第二十六 醬油造石税廢止ノ請願
第二十七 北海道水産税全廢ノ請願
第二十八 狩獵法改正ノ請願
第二十九 宮津港ヲ以テ商港ト爲スノ請願
第三十 衆議院議員選舉法改正ノ請願
第三十一 復族ノ請願
第三十二 印紙税法案ニ關スル請願
第三十三 工業銀行ニ關スル請願
第三十四 信用組合法制定ノ請願
第三十五 北海道水産税全廢ノ請願
第三十六 復祿ノ請願
- 議長(公爵近衛篤磨君) 本日ハ散會
午後零時二十二分散會
- 會 會 會 會 會 會 會 會 會 會
議 議 議 議 議 議 議 議 議 議

貴族院議事速記録正誤

頁 段 行 誤 正
三三一 下一八 ヨリ政府提 提